

(別紙)

諮問番号：令和4年度諮問第30号

答申番号：令和4年度答申第29号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、次のような理由を顧みずに行われた原処分（児童扶養手当全部支給停止処分）は、違法又は不当である旨主張しているものと解される。

(1) 請求人が請求人の母と同居しているのは事実だが、母は新型コロナウイルス感染症に係る給付金の交付を受けたに過ぎず、請求人の世帯の収入とは無関係である。

(2) 来年度には長女が高校生になり、その他2人の子も児童扶養手当（以下「手当」という。）なしに1年間育てていかなければならないとすれば生活していけない。

2 処分庁の主張の要旨

手当は、児童扶養手当法（以下「法」という。）第10条の規定により、扶養義務者の前年の所得が児童扶養手当法施行令（以下「政令」という。）第2条の4第8項に定める所得限度額を超えた場合は、その全部が支給されないとされており、請求人はこれに該当するから、原処分は適切であり、違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 請求人は、請求人の母と同居し、生計同一関係にないとする証拠もないことから、請求人の母は扶養義務者に当たり、その前年の総所得額は285万1,638円であるところ、政令に定める計算方法により、当該総所得額から8万円を控除した277万1,638円が所得の額となり、所得限度額236万円を超えることから、手当の全部の支給制限を受けることになる。

3 したがって、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和4年12月20日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月27日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者等）の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として（法第2条第1項及び第3条第1項）、都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長（以下「都道府県知事等」という。）は、父母が婚姻を解消した児童を監護する母等に対し、手当を支給することとされ（法第4条第1項）、受給資格者は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事等の認定を受けなければならないとされている（法第6条第1項）。

また、手当の支給を受けている者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事等に対し、厚生労働省令で定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令で定める書類その他の物件を提出しなければならないとされており（法第28条第1項）、現況については、児童扶養手当現況届（添付書類を含む。）を、毎年、都道府県知事等に提出しなければならないとされている（児童扶養手当法施行規則第4条）。

さらに、父母が婚姻を解消した児童を監護する母等である受給資格者の場合、手当は、前年の所得が所得税法に定める扶養親族等の有無及び数に応じて政令で定める額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までは、その全部又は一部を支給しないとされており（法第9条第1項）、政令で定める額は、手当の全部を支給しない場合（扶養親族等がないとき）は192万円とされている（政令第2条の4第2項の表）。また、父又は母に対する手当は、その父若しくは母の配偶者の前年の所得又はその父若しくは母の民法第877条第1項に定める扶養義務者でその父若しくは母と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、支給しないとされ（法第10条）、同条に規定する政令で定める額は、手当の全部を支給しない場合（扶養親族等がないとき）は236万円とされている（政令第2条の4第8項の表）。

また、上記所得は、前年の所得のうち、地方税法第4条第2項第1号に掲げる道府県民税についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とされ（政令第3条第1項）、当該所得の額は、その年の4月1日の属する年度分の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額等合計額から8万円を控除した額とするとされている（政令第4条第1項）。

そこで本件についてみると、処分庁は、父母が婚姻を解消した児童を監護する母である請求人から児童扶養手当現況届（添付書類を含む。）の提出を受け

て、請求人の令和3年の控除後の所得額が0円であること、また、請求人と同居し、請求人の扶養義務者である請求人の母の当該年の所得の額が総所得額28万5千1,638円から8万円を控除した27万7千1,638円であることを認定している。そして、請求人の母の所得額が手当の全部の支給を停止する所得限度額236万円以上であることから、原処分を行ったことが認められる。

請求人は、請求人の母の所得が新型コロナウイルス感染症の給付金であるから所得に含まれない旨を主張する。しかし、手当の支給制限となる所得の額は、道府県民税に係る総所得金額等を基礎とし、請求人の母の所得が、これに含まれるものである以上、所得限度額以上の所得があるといわざるを得ない。

したがって、処分庁は、法令の規定に基づき適切に原処分を行っており、原処分にはこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 鳥 井 賢 治

委員 日 笠 倫 子